

所定疾患療養費の算定状況

医療法人明樹会 介護老人保健施設 夢眠やまざくら

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

令和6年度算定状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	件数	0	1	2	1								
	日数	0	10	20	7								
尿路感染症	件数	0	2	1	2								
	日数	0	17	10	9								
蜂窩織炎	件数	0	0	0	1								
	日数	0	0	0	5								
带状疱疹	件数	0	0	0	0								
	日数	0	0	0	0								

令和6年4月

疾患名	日数	検査内容	処方箋

令和6年5月

疾患名	日数	検査内容	処方箋
尿路感染症	17	採血	レボフロキサシン500mg レボフロキサシン錠250mg
肺炎	10	採血、X-p	レボフロキサシン500mg L-カルボシステイン500mg

令和6年6月

疾患名	日数	検査内容	処方箋
肺炎	20	採血、X-p	レボフロキサシン500mg
尿路感染症	10	なし	レボフロキサシン500mg

令和6年7月

疾患名	日数	検査内容	処方箋
肺炎	7	採血、X-p	レボフロキサシン500mg
尿路感染症	9	採血	レボフロキサシン500mg
蜂窩織炎	5	なし	ラリキシ錠250mg

【算定条件】

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった利用者に対し、治療管理として投薬、検査注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ)肺炎 ロ)尿路感染 ハ)带状疱疹
- ④ 算定する場合にあって、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算状況を報告すること。